

熊本、昭56不1、昭57.3.23

命 令 書

申立人 総評全国一般労働組合熊本地方本部

被申立人 熊本通運株式会社

主 文

被申立人は、この命令書交付の日から7日以内に下記の文書を縦0.8メートル、横1.2メートルの板に墨書し、これを被申立人本社営業所（熊本県飽託郡北部町下硯川字古閑480番地）構内の従業員が見やすい場所に、10日間掲示しなければならない。

記

昭和 年 月 日

総評全国一般労働組合熊本地方本部

執行局員 A1 殿

熊本通運株式会社

代表取締役 B1

会社は、昭和55年8月15日貴組合の熊本通運分会が結成されると直ちに会社役員をして貴組合員に貴組合を脱退するよう働きかけました。

上記の行為は、不当労働行為であると熊本県地方労働委員会において認定されました。今後は、このような不当労働行為を行わないよう留意します。

以上、熊本県地方労働委員会の命令により掲示します。

理 由

第1 認定した事実

1 当事者について

(1) 申立人総評全国一般労働組合熊本地方本部（以下「組合」又は「組合本部」という。）は、肩書地（編注、熊本市）に事務所をおき、昭和44年9月14日設立されたものであって、本件申立時における組合員数は820人、代表者は執行局員A1である。

(2) 被申立人熊本通運株式会社（以下「会社」という。）は、肩書地（編注、熊本市）に本社をおき、一般区域貨物運送を業としている。

ア 本件申立当時、会社は従業員約120人を擁し、本社に南熊本営業所を有するほか、飽託郡北部町大字四方寄外沖540号1番地には熊本支店（従業員28人）、佐賀県には鳥栖支店、福岡県には福岡営業所を有していた。

イ 当委員会の調査によると、本件命令時には、会社の営業活動は飽託郡北部町下硯川字古閑480番地に所在する本社営業所で行われ、肩書地の本社は登記上のものに過ぎなくなっており、南熊本営業所、熊本支店、鳥栖支店、福岡営業所は存在していない。従業員は約30人である。

ウ 本命令時における代表者は、代表取締役のB1である（昭和56年7月29日就任）。な

お、本件申立時における代表取締役はB 2（以下「B 2 社長」という。同人の代表取締役在任は昭和56年 6 月19日までであった。）であり、昭和56年 6 月20日から同年 7 月28日までの代表取締役はB 3 であった。

エ 本件申立当時、会社の大株主は久留米運送株式会社（以下「久留米運送」という。）であり、B 2 社長は久留米運送の取締役専務であった。会社の仕事の大部分は久留米運送の下請であり、久留米運送は会社のいわゆる親会社であった。

## 2 組合加入、分会結成の経過

(1) 昭和55年 8 月15日、会社熊本支店（以下「熊本支店」という。）に所属する従業員と会社南熊本営業所（以下「南営業所」という。）に所属する従業員22～23人が組合加入について話し合うため飽託郡北部町のレストラン「山小屋」で集会を開いた。当時は、冷夏などの影響もあって仕事があまりなかったため、従業員は収入が少なくなることを不安に思っていた。また、配車が不公平であるとの不満もあった。集会では、会社は従前からあった親睦会を通じての従業員の意見とか主張を聞き入れてくれないから組合に加入しようということになり、「山小屋」に集まった従業員全員が熊本県労働会館内にある組合本部に行った。この「山小屋」での集会に先だって、予め熊本支店従業員A 2（以下「A 2」という。）、同A 3（以下「A 3」という。）、同A 4（以下「A 4」という。）、同A 5（以下「A 5」という。）、同A 6（以下「A 6」という。）の5人が組合本部のA 7 執行局員と会い、いつ組合に加入するかについて話し合っていた。

(2) 同日、組合本部では、A 7 執行局員等 2 人の者から組合に加入しても子弟の進学とか就職に影響はないなど労働組合の初歩的なことの説明があった。組合本部に集まった者は、組合加入を保留した一人を除いて全員が組合に加入して熊本通運分会（以下「分会」という。）を結成し、分会執行部役員（以下「分会役員」という。）を選出した。選出された分会役員は次のとおりである。

分会長	A 2	執行委員	A 5	会 計	A 8
副分会長	A 6	同	A 9		
同	A 3	同	A10		
書記長	A 4	同	A11		
書記次長	A12	同	A13		

(3) 同日の組合加入に際して、A 3 は、組合を脱退するときは同時に会社も辞めるという内容の誓約書に署名することを提案した。A 3 は、会社のいかなる攻撃にも耐えてみんなの団結を貫くという趣旨の説明をした。A 2 は、同じ釜の飯を食っているからその必要はないという意見を述べたが、多数決によってA 3 の提案どおり組合に加入した全員が誓約書に署名した。

## 3 組合加入、分会結成後の諸事情

(1) 昭和55年 8 月15日23時過ぎ頃、飽託郡北部町の国道 3 号線沿いにある喫茶店「あさみのる」において分会からB 1 取締役熊本支店長（以下「B 1 取締役支店長」という。）とB 4 南営業所長（以下「B 4 所長」という。）に組合に加入したとの通告がなされた。分会からはA 2、A 4、A 3、A 6、A 5、A 8、A14及びA15ら 8 人が出席していた。A 3 が出席者を代表して従業員が組合に加入したこと及び分会を結成したことを通告し、A 2 が分会結成に至るまでの経過の詳細について説明した。これに対してB 1 取締役支

- 店長は「総評はまずい同盟にしてくれ、親会社の久留米運送が同盟だから。」とか「総評系を作ったら会社が危い。」という趣旨のことを言った。
- (2) 同年8月16日の午前中に、組合は、熊本支店で分会役員名簿を付記した組合加入通知書をB1取締役支店長に手交した。
  - (3) 同日の19時頃、B1取締役支店長は、B4所長とともに福岡市在住のB5取締役常務（以下「B5常務」という。）の自宅を訪れ、約2時間半程度話をしたが、その中でB5常務に組合加入通知書を示し、組合ができた経過の報告を行った。B5常務は、組合加入の件を自分の一存で取り扱うわけにはいかないと考え、B2社長に予め電話連絡をとった後、同日21時半頃B1取締役支店長、B4所長とともに福岡市の自宅を出発し、23時頃久留米市在住のB2社長の自宅を訪れ、同社長に組合加入通知書記載の分会役員の所属（熊本支店、南営業所）や入社歴などについて説明した。同社長宅で、1時間程度話をした後、B5常務、B1取締役支店長、B4所長らは、同社長宅を辞去し、それぞれ帰宅した。
  - (4) 同年8月17日の夕方、B5常務のところに会社福岡営業所（以下「福岡営業所」という。）従業員C1から熊本通運労組合（以下「別組合」という。）を結成し、別組合の役員には、委員長にC1（以下「C1委員長」ともいう。）、書記長に福岡営業所従業員C2（以下「C2書記長」という。）、副委員長に会社鳥栖支店（以下「鳥栖支店」という。）従業員C3（以下「C3副委員長」という。）等が就任したという電話があった。なお、別組合の役員に南営業所の従業員が2人就任していたが、熊本支店の従業員は誰も就任していなかった。C1から通知を受けたB5常務は、B2社長を始め福岡営業所長、鳥栖支店長、B1取締役支店長、B4所長ら各支店長・営業所長に別組合が結成されたこととその役員名を直ちに電話で知らせた。
  - (5) 同年8月18日13時半頃、B5常務は南営業所を訪れた。B5常務が南営業所を訪れたのは、小口輸送の打合わせと渉外の応援ということであった。B5常務は、B4所長と打合わせをした後、B4所長とともに熊本布内の客回りをして18時過ぎ宿泊先の八王寺荘に着いた。その後、B5常務は、熊本支店に電話をしてB1取締役支店長に八王寺荘まで来るように言った。B1取締役支店長は19時頃八王寺荘に着いた。そして、B5常務、B1取締役支店長、B4所長らは、冷夏対策や小口輸送について打合わせを行い、同夜は八王寺荘に宿泊した。
  - (6) B1取締役支店長は、B5常務から八王寺荘に来るようにとの電話がある前に、熊本支店から宇土市在住の分会執行委員A9（以下「A9」という。）の自宅に南営業所に出て来るよう電話をした。A9は、「酒を飲んでいるので、飲酒運転になるから。」と断ったところ、B1取締役支店長は、「着払いでいいからタクシーで来ないか。」と言った。しかし、A9はこの申し出を断り、南営業所には行かなかった。
  - (7) 同日、A4にB1取締役支店長から名古屋に上るようにとの電話があった。A4が熊本支店に出て行くと、C4の車でツーマンで久留米運送大牟田営業所に立ち寄って行くよう指示があった。同営業所に行ってみると、同営業所のB6係長が「あんたどげえん会社の上司はとんでもないことをしよんな。久留米運送の備車を途中で止めてあんたがえん車を使うごとしたっだけん、えらい強かね。」という趣旨のことを言った。
  - (8) 同日、A4は名古屋に上る前にA3に会いに行くと、A3はB1取締役支店長と話を

しており、A4がA3に声をかけたところ、A3は青ざめたような表情でものを言うことができなかった。そのことが気になっていたA4は、同日の21時半頃、大牟田と久留米の間あたりの209号線沿いにある公衆電話からA3の自宅に電話を入れた。その時、A3は留守であったが、電話に出たA3の妻は、「とんでもないことをしてしまいました。」と言って、更に、「なんか組合の件についてだと思えますけど、B1取締役支店長とA5が訪ねてきたが、家ではちょっとまずいから外に飲みに行こうと飲みに行った。」という趣旨のことを言った。

- (9) 同日付けで、A5、A3、A14、A16、A17及びA8の6人が組合を脱退した。
- (10) 同年8月19日7時過ぎ頃、B5常務、B1取締役支店長、B4所長は、八王寺荘の食堂で朝食をとった。C1委員長、C2書記長、C3副委員長、A3、A5たちも同時刻に同荘の食堂で朝食をとった。同荘では、宿泊者が食堂で一緒に朝食をとるようになっていいる。なお、C1委員長、C2書記長、C3副委員長の居住地は、C1委員長、C2書記長が福岡市、C3副委員長が鳥栖市である。朝食後、B1取締役支店長とB4所長は、朝礼のため、それぞれ、熊本支店、南営業所に行った。B5常務は、久留米運送熊本支店に小口の集荷と配達のことので打合わせに行った。
- (11) 同日8時半頃、B4所長は、出勤前のA9に同年8月24日に行われるソフトボールのメンバーを決めるから南営業所に出て来るようにとの電話をした。A9は、9時半頃南営業所に着き、1時間ほどB4所長とソフトボールのメンバーについて打ち合わせたか、やがてB1取締役支店長もこれに加わった。そして、B1取締役支店長は、A9に「組合員が脱退しとるけん、もう時間の問題だ。違法を覚悟でしよっとだけん。君も脱退届を書いて、納得いかんなら破ってよか。」という趣旨のことを言って、予め用意しておいた組合の脱退届用紙と別組合への加入届用紙を差し出した。A9は、組合の脱退届用紙と別組合への加入届用紙に署名した。組合の脱退届用紙は、葉書よりも少し大きめぐらいで、日付、住所、氏名を書くだけになっており、手書きしたのをコピーしたものであった。別組合への加入届用紙は、大きさ、紙の質とも組合の脱退届用紙と同じものであった。

なお、同年8月18日付けから同月30日付けまで21人の組合員の組合脱退届が提出されているが、この各脱退届は、その日付及び住所、氏名を除き、同一文言で同一人の筆跡になる同一様式の脱退届用紙を使用したものである。

- (12) B1取締役支店長が脱退している者が八王寺荘にいたと言うので、A9は、署名した組合の脱退届と別組合への加入届を持ってB1取締役支店長、B4所長とともに同日11時半頃八王寺荘に行った。同荘は、南営業所から歩いて2～3分のところにある。同荘の二階には、B5常務と別組合のC1委員長、C2書記長、C3副委員長、A3及びA5が一緒にいた。A9がA3とA5を一階に呼んで「なんで脱退したか。」と聞いたところ、「総評は、子供の就職とか何かにも影響するけんがいかんばいた。」ということであった。A9、A3、A5の3人が話をしている時に、C1委員長、C2書記長、C3副委員長が二階から降りてきた。そして、C1委員長は、ただ「A9さんもらおうか、よかですか。」と言って、A9が手に握っていた組合の脱退届と別組合への加入届を受け取った。
- (13) その後、A9が二階に戻ってみると、交通事故（公傷）で入院中の天草郡倉岳町のA18（以下「A18」という。）を組合から脱退させる話があった。B5常務も同席の下、B1

取締役支店長は、A 9とA 5にA18のところに行って、A18が脱退するよう説得してくれと言った。

しかし、A 9は、この日東京に上ることになっていたのので、A 3とA 5が行くことになった。

- (14) 同日、B 1 取締役支店長、B 4 所長、A 9、A 3 及びA 5 は南熊本駅前の食堂で昼食をとり、その代金はB 1 取締役支店長が支払った。B 1 取締役支店長は、A18のところに行くこととなったA 3 とA 5 に20～300のシエルのガソリン券とA18への見舞いとして2～3千円を渡した。
- (15) B 5 常務は、同日13時半頃B 4 所長とともに渉外に出かけ18時頃八王寺荘に戻り、その夜福岡市に帰った。
- (16) 同日付けで、A 9の他にA19、A20が組合を脱退した。
- (17) 同年8月20日付けで、A12、A 6 が組合を脱退した。
- (18) 翌8月21日、A 2は東京に上り、久留米運送の東京地区にある支店の指示で最終地の横浜からの帰り荷を栃木県矢板に行って積むことになった。最終地が横浜の場合、帰り荷は東京か厚木に行って積むのが普通で、遠回りの矢板に配車になるということはあまりなかった。
- (19) 同年8月21日付けで、A21、A22、A23が組合を脱退した。
- (20) 同年8月22日付けで、A10が組合を脱退した。
- (21) 同年8月23日付けで、A24、A25、A13が組合を脱退した。
- (22) 同年8月24日付けで、A26が組合を脱退した。
- (23) 同年8月24日の23時半頃、A 4 が大阪から帰ってきた。A 5、A 3、A 6 の3人が熊本支店前にある飲食店「グルッペ」でA 4を待っていた。その3人の話は、「自分達は間違っただけをした。福岡の方で別組合ができたからそっちの方に入ってくれ。」とか「総評はとにかく悪い組合だ。総評に入っとったら会社を潰すし、自分達の就職や子供達の就職に物すごく悪い影響を与えるということで恐ろしい、だから脱退した。別組合が福岡で結成されたから自分達は皆そっちの方に入った。」という趣旨のことであった。また、A 3はA 4に、「あの時、飲みに行かんかったらこういうことになっとらんけどなあ。」と言った。
- (24) 同年8月30日の13時半過ぎ頃、C 1 委員長、C 2 書記長、C 5 の3人がA 4の自宅を訪れた。その3人の話は、「総評は悪い組合だ。会社を潰すような組合はつまらん。」とか「総評におったらあとあと自分達の就職にも影響するし、子供の就職にも影響する。」という趣旨のことであった。また、C 1 委員長は、「会社から電話があつて熊本に総評系の組合ができたから、うちも組合作らんかと言われた。自分も前から組合を作ろうという考えを持っていたのでごたごたを利用してこっちの組合を潰して通運全体をまとめるような組合を作る気になった。」という趣旨のことを言った。
- (25) 同日、別組合の結成大会があった。その結成大会後、A 4は、C 1 委員長、C 2 書記長、C 5 及びA 9とレストラン「山小屋」で会った。というのは、同日16時半過ぎ頃、A 4に電話があり結成大会後会うことになっていたからである。C 1 委員長は、A 4に「総評は悪い組合だ。自分は前から作ろうと思っていたけども、そのチャンスがなかった。それで会社から熊本支店に組合が発足したからこっちも作らんかと言われた。」と

か「総評は子供に対して就職かなんかに影響する。総評を、全国一般をどがんか脱退してもらえんか。」という趣旨のことを言った。

- (26) 同日、天草郡のA27（以下「A27」という。）は、A18からA5、A13が来ているという電話があったので、天草の合津の喫茶店でA5、A13、A18の3人と会った。A5、A13の話では、「ほとんどが今、別組合の方に参加した。それで自分も入らんか。」ということであった。

A27は、同日付けで組合の脱届用紙と別組合への加入届用紙に署名してA5、A13に渡した。なお、A5、A13と同道したA18も同日付けで組合を脱退している。

- (27) 同年8月末ないし9月始めに別組合から別組合の結成通知書が会社に提出された。

#### 4 熊本支店における配車の事情

- (1) 分会結成当時、熊本支店において会社は乗務員の乗車勤務が終った時点で、次の配車の日付を黒板に記して乗務員に知らせていた。ただ、配車先については、その時点で確定したものについては知らされていたが、冷夏等の影響で荷物が少なかったこともあって、乗務員が出社してから配車先を知らされることもあった。
- (2) 分会結成前後の熊本支店における配車の状況は次のとおりであった。

##### ① 昭和55年8月の盆休前後の配車状況

氏名	乗車勤務を終えた日	次の乗車勤務に就いた日
A6	12日（大阪）	16日（東京）
A12	12日（大阪）	16日（東京）
C6	12日（大阪）	18日（大阪）
A5	12日（大阪）	20日（大阪）
A2	13日（東京）	17日（名古屋）
A13	13日（名古屋）	18日（東京）
A24	13日（名古屋）	18日（東京）
A4	14日（東京）	18日（名古屋）
A21	14日（東京）	18日（名古屋）
A23	14日（東京）	18日（名古屋）
A22	14日（大阪）	18日（大阪）
C7	14日（東京）	18日（東京）
A11	14日（東京）	18日（大阪）
A9	14日（名古屋）	19日（東京）
A27	14日（名古屋）	19日（東京）
A17	14日（東京）	19日（東京）
A25	14日（東京）	19日（大阪）
A16	14日（東京）	19日（東京）
A3	14日（東京）	20日（東京）
A19	14日（大阪）	20日（大阪）
C4	15日（東京）	18日（名古屋）
A8	15日（東京）	19日（東京）

A26	15日（東京）	26日（東京）
A20	16日（東京）	19日（名古屋）
C8	16日（東京）	19日（名古屋）
C9	16日（東京）	20日（東京）

② 昭和55年8月中の運行状況の例示

氏名	運行期間
A2	7日～8日（鹿児島）、9日～13日（東京） 17日～20日（名古屋）、21日～25日（東京・矢板）
A4	5日～9日（東京）、9日～14日（東京） 18日～21日（名古屋）、22日～24日（大阪）
C4	6日～10日（東京）、11日～15日（東京） 18日～21日（名古屋）、25日～29日（新潟）
C7	9日～14日（東京）、18日～22日（東京） 23日～27日（東京）

（注1）①、②とも（ ）内に東京、名古屋、大阪等と記してあるのは配車先を示す。

（注2）昭和55年8月14日から同月17日までは、会社の盆休であった。

## 第2 判断

組合は、会社は組合を嫌悪するのあまり、分会組織の壊滅を企図し、分会が結成されるや直ちに、組合に対抗して別組合を結成させるとともに、分会長・分会書記長を意図的に長期間配車して遠ざけその留守を狙って、会社役員が直接手を下して組合員を脱退させ、かつ、組合員を脱退させるについて別組合と意思の疎通をはかったが、これらの行為は、いずれも労働組合法第7条第3号に該当する不当労働行為であると主張し、これに対し、会社は、組合の主張はいずれも想像か架空の事実であるとしてこれを争うので、以下判断する。

### I 会社による分会組織壊滅工作

#### 1 組合加入・分会結成通知直後の会社の対応と別組合結成の事情

- (1) 分会は、8月15日23時過ぎ頃喫茶店「あさみのる」でB1取締役支店長及びB4所長に対し、組合に加入したこと及び分会を結成したことを通告し、併せて、分会結成に至るまでの経過の詳細について説明した。〔第1-3-(1)〕 組合は、翌16日午前中に熊本支店で、組合加入通知書をB1取締役支店長に手交した。〔第1-3-(2)〕
- (2) B1取締役支店長とB4所長は、同日19時頃福岡市在住のB5常務を訪れ、同常務に組合加入通知書を示し、組合ができた経過の報告を行った。同常務ら3人は、同常務の自宅で約2時間半ほど話し合った。B5常務は、組合加入の件を自分の一存で取り扱うわけにはいかないと、B2社長に予め電話連絡をとった後、B1取締役支店長及びB4所長を帯同して、同日23時頃久留米市在住のB2社長を訪れ、同社長に組合加入通知書記載の分会役員の所属や入社歴などを説明した。同社長ら4人は、同社長の自宅で1時間ほど話し合った。〔第1-3-(3)〕
- (3) 翌17日の夕方、即ち組合加入通知書手交の翌日の夕方、福岡営業所の従業員であるC1からB5常務のところへ別組合を結成したこと及び福岡営業所、鳥栖支店、南宮

業所と広範にまたがる別組合の役員名が電話で通知されている。〔第1-3-(4)〕別組合の結成大会が8月30日に行われていること〔第1-3-(25)〕及び別組合の結成通知書が8月末ないし9月始めに会社に提出されていること〔第1-3-(27)〕を考えあわせると、8月17日のB5常務に対する別組合結成の通知は、未だ団体としての態勢が整わないうちに、慌しくなされたものであるということが出来る。また、B5常務は、前記C1からの別組合結成等を知らせる電話を受けるや、直ちに電話でB2社長始め各支店長・営業所長に別組合が結成されたこと及びその役員名を知らせている。〔第1-3-(4)〕

## 2 会社役員による脱退工作

- (1) 昭和55年8月19日南営業所でB1取締役支店長が組合員であるA9に予め用意していた脱退届用紙及び別組合への加入届用紙を差し出し署名させ同人を脱退させたことは〔第1-3-(11)〕で認定したとおりである。
- (2) また、同日八王寺荘でB1取締役支店長がB5常務同席の下、組合員であるA18に組合脱退の働きかけをするようA9とA5に依頼したことも〔第1-3-(13)〕で認定したとおりである。
- (3) 更に、その前日の8月18日付けでA3が組合に脱退届を提出したことは、〔第1-3-(9)〕で認定したとおりである。A3が脱退届を提出するに至った前後の事情は、次に述べるとおりである。

ア A3は、組合加入に先だって組合本部のA7執行局員と会い、同執行局員と予め加入時期について打合わせをした5人の従業員のうちの1人であった。〔第1-2-(1)〕

イ A3は、8月15日の分会結成の際、同分会の副分会長に選任されている。〔第1-2-(2)〕

ウ 同日の組合加入に際して、同人は、組合を脱退するときは同時に会社も辞めるという内容の誓約書に組合に加入した全員が署名することを提案するなどして最も熱心に分会所属の組合員の団結を提唱した。〔第1-2-(3)〕

エ 8月18日熊本支店でA3がB1取締役支店長と話をしていた際のA3の態度が平静さを欠いていた。〔第1-3-(8)〕

オ そのことが気になっていたA4が同日21時半頃A3の自宅に電話をしたときA3は留守で、電話に出たA3の妻は、「なんか組合の件についてだと思えますけど、B1取締役支店長とA5が訪ねて来たが、家ではちょっとまずいから外に飲みに行こうと飲みに行った。」という趣旨の発言をした。〔第1-3-(8)〕

カ A3の組合脱退届は、8月18日付けである。〔第1-3-(9)〕

キ 同人は、8月24日23時半頃飲食店「グルッペ」でA4に対し「あのとき飲みに行かんかったら、こういうことになっとらんけどなあ。」という趣旨の述懐をした。〔第1-3-(23)〕

以上ア～キの諸事実を考えあわせると、A3の組合脱退は、B1取締役支店長による同人に対する組合脱退の働きかけがあったからであると推認できる。

上記(1)～(3)の諸事実から、会社役員による組合員に対する直接の組合脱退工作があったことが認められる。

### 3 会社と別組合との間の意思の疎通

(1) 昭和55年8月15日夜喫茶店「あさみのる」でB1取締役支店長が言った「総評はまずい。総評系を作ったら会社が危い。」〔第1-3-(1)〕という総評非難発言と次に掲げる日時と場所で別組合員が組合を脱退させ、若しくは自らが脱退した理由として挙げた総評非難発言とは、いずれも、その趣旨、内容において軌を一にしている。

ア 8月19日11時半過ぎ頃八王寺荘の一階でA3及びA5がA9に「総評は、子供の就職とか何かにも影響するけんがいかんばいた。」という趣旨のことを言ったこと。  
〔第1-3-(12)〕

イ 8月24日深夜23時半頃飲食店「グルッペ」でA3、A6、A5がA4に「総評はとにかく悪い組合だ。総評に入っとったら会社を潰すし、自分達の就職や子供達の就職に物すごく悪い影響を与えるということで恐ろしい。」という趣旨のことを言ったこと。〔第1-3-(23)〕

ウ 8月30日13時半過ぎ頃A4の自宅でC1委員長、C2書記長等がA4に「総評は悪い組合だ。会社を潰すような組合はつまらん。総評におったらあとあと自分達の就職にも影響するし、子供の就職にも影響する。」という趣旨のことを言ったこと。  
〔第1-3-(24)〕

エ 同日の別組合の結成大会後レストラン「山小屋」でC1委員長がA4に「総評は悪い組合だ。総評は子供に対して就職かなんかに影響する。総評を、全国一般をどがんか脱退してもらえんか。」という趣旨のことを言ったこと。〔第1-3-(25)〕

(2) 8月18日付けから同月30日付けまで21人の組合員の組合脱退届が提出されているが、その各脱退届は、その日付及び住所、氏名を除き、同一文言で同一人の筆跡になる同一様式の脱退届用紙（手書きしたものをコピーした葉書より少し大きめのもの）を使用したものであることは〔第1-3-(11)〕で認定したとおりである。即ち、会社役員が組合員の脱退に関与した次のア～ウの各脱退届とそれ以外のエ、オの各脱退届とが、その日付及び住所、氏名を除き、すべて全く同一文言で、同一人の筆跡でありしかも同一様式であることは明白である。

ア B1取締役支店長がA9に差し出し、同人が署名した〔第1-3-(11)〕脱退届

イ 同支店長の働きかけで脱退したA3〔第2-I-2-(3)〕が署名した脱退届

ウ 同支店長が既に組合を脱退していたA3、A5に脱退の働きかけを依頼し、その後脱退したA18〔第1-3-(13)、(14)、(26)〕が署名した脱退届

エ 既に組合を脱退していたA5、A13の働きかけで脱退したA27が署名した〔第1-3-(26)〕脱退届

オ 21人の組合脱退者のうち上記ア～エを除く残り17人の者が組合を脱退するときに署名した各脱退届

(3) 8月19日南営業所において、B1取締役支店長が組合員であるA9を脱退させたとき、同時に同人に別組合への加入届用紙を差し出し、同人はこれに署名した。〔第1-3-(11)〕その後、A9が同取締役支店長、B4所長に同道して八王寺荘に行くと、脱退している者が同荘にいると言った同取締役支店長の言葉どおり、同荘の二階に前日付けで組合に脱退届を提出したA3、A5がB5常務や別組合のC1委員長、C2書記長、C3副委員長らと一緒にいた。A9がA3とA5を一階に呼んで兩人と話をし

ていると、C 1 委員長、C 2 書記長、C 3 副委員長が二階から降りてきた。そして、C 1 委員長は、A 9 が手にしていた組合の脱退届と別組合への加入届を受け取った。  
〔第 1 - 3 - (12)〕

(4) C 1 委員長等の勤務地が遠隔地であること〔第 1 - 3 - (4)〕並びに認定した事実〔第 1 - 3 - (5)〕及び〔第 1 - 3 - (10)〕から B 5 常務、B 1 取締役支店長、B 4 所長、C 1 委員長、C 2 書記長、C 3 副委員長らは 8 月 18 日の夜から八王寺荘に宿泊していたと認められる。

(5) 次のア～エの諸事実から組合を脱退した者のほとんどは、同時に別組合に加入したということができる。

ア A 9 が組合を脱退するとき同時に別組合に加入したこと。〔第 1 - 3 - (11)〕

イ A 27 が組合を脱退するとき同時に別組合に加入したこと。〔第 1 - 3 - (26)〕

ウ A 5、A 13 が A 27 を脱退させるとき「ほとんどが別組合の方に加入した。」という趣旨のことを言ったこと。〔第 1 - 3 - (26)〕

エ 組合を脱退した A 3、A 5 が別組合の C 1 委員長、C 2 書記長、C 3 副委員長と行動を共にしていること。〔第 1 - 3 - (10)、(12)〕

以上(1)～(5)の諸事実から、会社役員と別組合とが組合員を脱退させるための意思疎通を図ったことが認められる。

#### 4 分会組織の壊滅

前記認定したとおり、分会所属組合員のうち 21 人もの組合員から昭和 55 年 8 月 18 日付けを初日として同月 30 日付けまでの極く短期間のうちに組合脱退届が相次いで提出され、この結果分会は、一般組合員のほとんどを失い、あまつさえ 11 人の分会役員中 3 人の役員を残すのみという分会組織としては壊滅状態を生ずるに至った。

以上 1～4 で述べたところを総合してみるに、

会社は、組合加入・分会結成通知を受けるや直ちに分会組織の壊滅を企図し、会社役員が直接手を下し或いは別組合と意思の疎通をはかりながら組合員に組合を脱退するよう働きかけ、そのため分会組織は、分会結成後短時日のうちに壊滅状態に追い込まれた事実が認められる。上記の会社役員による組合脱退工作並びに会社が別組合と意思の疎通を図った組合脱退工作は、いずれも組合に対する支配介入である。

## II 分会結成直後の配車について

分会結成前後の熊本支店における配車の状況は、〔第 1 - 4 - (2)〕で認定したとおりである。

### 1 先ず、A 4 の配車についてみると、

A 4 と同じく昭和 55 年 8 月 14 日に乗車勤務を終えた者は、A 21、A 23、A 22、C 7、A 11、A 9、A 27、A 17、A 25、A 16、A 3 及び A 19 の 12 人であり、そのうち、次の乗車勤務に就いた日が A 4 と同じ 8 月 18 日になった者は、A 21、A 23、A 22、C 7 及び A 11 の 5 人である。

C 4 は、A 4 より 1 日後れて 8 月 15 日に乗車勤務が終ったが、次の配車は、A 4 と一緒に 8 月 18 日になされている。このことから、当時配車が必ずしも乗車勤務終了の順序通りには行われていなかったことは認められるものの、A 4 だけが特に他の乗務員と異った配車をされたとは認めることができない。〔第 1 - 3 - (7)〕で認定した久留米運送大牟

田営業所のB6係長発言（「あんたどげん会社の上司はとんでもないことをしよんな。久留米運送の備車を途中で止めてあんたがえん車を使うごとしたっだけん、えらい強かね。」という趣旨の発言）をみれば、A4になされた配車が意図的なものであったかのようであるが、①当時は、冷夏等の影響で輸送する荷物が少なく、会社の仕事の大部分を久留米運送の下請に頼っている会社〔第1-1-(2)エ〕としては、親会社に備車を変更して譲って貰ってでも、B6係長が多少強引と感ずる程の配車をしたということもまたあり得ると考えられる。②更に、当時の他の乗務員と比較して、A4の車だけがこのような特殊な積荷をしたか否かの疎明もないことから、B6係長発言のみを捉えて、会社が意図的な配車をしたとは直ちには認め難い。

2 次に、A2の配車について考えるに、

会社の盆休前後の配車状況〔第1-4-(2)-①〕から、当時の会社の乗務員が乗車勤務を終え次の乗務に就くまでの間隔を考察するに、このときは8月14日から同月17日までが会社の盆休の関係もあって、その間隔が一番短い者が3日であるが、間隔3日の者3人、4日の者11人、5日の者7人で計21人となっており、〔第1-4-(2)-①〕の表で掲げた乗務員合計26人中にこの21人が占める割合は8割であり、したがって、乗務員の圧倒的多数が間隔4日前後で分会結成の日（8月15日）をはさんで次の乗務に就いている。A2は、8月13日に勤務を終え、同月17日に次の乗車をしているので、この間隔は4日である。このことから、A2だけが他の乗務員と異って、特に早く配車をされたとは認められない。

また、認定した事実〔第1-3-(18)〕の栃木県矢板へのA2の配車については、その配車が意図的であったということについての疎明もなく、また、〔第1-4-(2)-②〕の表で認定したとおり、熊本-東京の運行期間は5日ないし6日間であるが、A2が栃木県矢板に配車された際その配車が若干遠まわりであったにはせよ同人は5日間のうちに乗務を終えることができていることなどから、会社がA2を長期間遠ざけるために意図的に遠隔地に配車したと認めることは困難である。

3 また、配車日の事前通知の点について考えるに、

〔第1-4-(1)〕で認定したとおり、乗車勤務が終わった時点で、配車先はともかくとして、次の配車の日付だけは黒板に記して乗務員に知らされるのであるから、A4については8月18日の配車は分会結成前の同月14日に、A2については8月17日の配車はやはり分会結成前の同月13日に、それぞれ、決定して同人らに知らされていたことになる筈である。また、同人らについて、会社が分会結成を知り得た8月15日夜以降に配車決定をしたという疎明も充分でない。

以上のことから、会社が分会長及び分会書記長を分会結成直後に意図的に長期間配車して遠ざけたとの組合の主張は認めることができない。

### 第3 法律上の根拠

以上のとおりであるから、会社役員による組合脱退工作並びに会社が別組合と意思の疎通を図った組合脱退工作は、いずれも組合に対する支配介入であり、労働組合法第7条第3号に該当する不当労働行為であるので、当委員会は、労働組合法第27条及び労働委員会規則第43条により主文のとおり命令する。

昭和57年3月23日

熊本県地方労働委員会

会長 西 辻 孝 吉